

## 下松市工場等誘致奨励制度

項目	説明		
1 目的	本市への工場等の誘致を促進し、本市産業の振興と雇用の促進を図るため、一定の条件を充足した工場等の設置者に対し、奨励措置を行うもの。		
2 適用対象業種	製造業（日本標準産業分類大分類 E） 道路貨物運送業（日本標準産業分類中分類 44）		
3 適用対象地域	製造業：工場立地法による工場適地及び都市計画法に規定する準工業地域、工業地域、工業専用地域 道路貨物運送業：都市計画法に規定する準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域		
4 工場等設置の定義	(1) 新設	本市に工場等を有しない者の工場等の設置。	
	(2) 増設	①本市に工場等を有する者の事業拡大を目的とした増設。 ②本市に工場等を有する者の既存の業種と異なる業種への展開を目的とした工場等の設置。	
5 指定基準		①大企業	②中小企業※ <sup>1</sup>
	(1) 投下固定資産総額※ <sup>2</sup>	2 億円以上	3 千万円以上
	(2) 増加従業員数※ <sup>3</sup>	5 人以上	2 人以上
6 優遇措置の内容	<p>(1) 工場等設置奨励金 【対象】建物(工場、事業用建物、事務所及び倉庫)及び償却資産（構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具並びに器具及び備品）。 【助成金額】固定資産税相当額を交付（限度額 3 年間で 1 億円。翌年度・翌々年度に増設が行われた場合も対象）。</p> <p>(2) 雇用奨励金 【対象要件】操業開始日前 90 日から操業開始日後 3 ヶ年の間に常時雇用する従業員として新規雇用し、雇用日から引き続き 1 年以上勤務する本市に居住する従業員。 【対象人数】操業開始日後（初年度のみ 90 日前を含む）各年度の従業員の増加人数と新規雇用従業員数を比較し、いずれか少ない人数。 【助成金額】30 万円（1 人 1 回限り）※障害者雇用の場合は 40 万円（1 人 3 年度間）を交付（限度額 3 年間で 2 千万円）。</p>		
7 手続き等	<p>(1) 指定の申請－操業開始日以後、最初に固定資産税が賦課される年度の 9 月 30 日までに指定申請書を市長へ提出。</p> <p>(2) 奨励金の交付申請 ①工場等設置奨励金－当該工場等に係る固定資産税完納後に提出。 ②雇用奨励金－当該工場等の従業員として雇用した日から 1 年経過後に提出。</p> <p>(3) 奨励金の交付－翌年度以降に交付。</p> <p>※事業者の指定、奨励措置の適用等については、下松市工場等誘致審査会で審査する。</p>		
8 条例の有効期間	令和 10 年 3 月 31 日まで。ただし、令和 10 年 3 月 31 日までに指定を受けた者は適用。		

※1 中小企業 - 製造業・道路貨物運送業では、資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下の企業。

※2 投下固定資産総額 - 工場等の設置のために取得した土地、建物、償却資産の取得価格の合計額。

※3 増加従業員数 - 【指定の申請をした日】と【操業開始日から起算して 1 年前の日】の従業員数を比較して算出。